

日本労働年鑑 1951年版(第23集)

The Labour Year Book of Japan 1951

第三部 労働政策

第二編 政府の労働政策

第五章 行政整理

第一節 準備過程

いわゆる「行政機構の改革」は戦後しばしば問題になったが、その具体化はまず片山内閣の下ではじめられた。すなわち、片山首相は二二年六月就任第一声で「行政機構の改革」と「官僚主義の一扫」とを唱えたが、七月には「官吏道の確立」、「責任感と能率の強化」等七つの具体策をかかげ、さらに四八年一月二三日第二国会参議院本会議における施政演説の中で次の如く述べた。

「……政府は行政機構の改革を断行いたしまして、能率増進の徹底を図り、政治上における民主化を実現いたしますと共に、一般企業の健全化を促進する手引といたしたいと考えておるのであります。而してその目標は、行政機構の簡素合理化と、行政事務の整理再編成にあります。……」

右の方針は一月二七日人員整理を伴う行政機構改革の具体策として次の如く閣議決定されている。

一、終戦後の事態の推移に即応して所管行政事務を再検討し不要不急事務の廃止と行政機構の整理合理化を行う。

二、各省各庁に於る権限の重複をできるだけ排除し、統一的な事務の運営と責任の明確化を図る。

三、地方自治の精神に則り中央官庁の権限はできるだけ地方に委譲すると共に、既存の地方出先官庁は徹底的に整理し、且つ能う限り地方団体に統合する。

四、各省各庁は以上各号の措置による人員の減少を図ると共に少数による能率主義を貫徹するため、原則として、昭和二三年一月一日現在の予算定員の二割五分の減少(鉄道通信等企業に従事するものについては能率より算定した合理的員数を基準として別にこれを定める)を目途として、所用の員数を予算上及び官制上減少するものとし、その残存人員の範囲内においてその省庁内の機構の再編成を行うものとする。

五、警察官、消防官、刑務官、検察官及び学校教員については前号の措置はこれを行わない。

六、前各号により整理さるべき職員は、昭和二三年七月末までこれを定員外として存置するも、その間逐次これを整理する外、今後における減耗補充配置転換等に充当し、又必要により臨時他庁の事務に従事せしめることができるものとする。

しかるに片山内閣は二月一〇日総辞職し、三月一〇日成立した芦田内閣は予算面における人件

費一五%の節約を行ったにとどまり、本格的な行政整理は第二次吉田内閣の成立(四八年一〇月一九日)をまっではじめて行われるに至った。

まず岩本国务大臣は四八年一二月七日第四国会衆議院本会議において「徹底的行政簡素化案」(いわゆる岩本試案)を発表、勇敢に実人員を整理する決意を表明したが、その内容は、一般会計において四八年一二月一日現在予算定員の三〇%減、特別会計二〇%減、但し、国会、裁判所、会計検査院、人事委員会、警察、消防、検察、刑務所および研究機関の職員は除く、というものであった。この案によれば、予算定員で、政府職員三五二、三〇〇人、公団職員二五、六九五入、地方公共団体職員二四二、六八〇人、合計六二〇、六七五人、実人員では合計五七四、〇七五人の整理が行われることになる。

ついで同じく、第四国会で成立した四八年一二月一八日法律第二四七号「行政機関に置かれる職員の定員の設置又は増加の暫定措置に関する法律」を公布施行したが、これは「国家行政組織法が施行されるまでの間における各行政機関の職員の定員を規律し、その増加を抑制し、もって国家行政組織の規模の適正化に資することを目的とする。」(第一条)ものであり、原則として、四九年一月一日以後においては法律によらなければ各行政機関の職員の定員を新設又は増加することができない(第三条)とされたのである。

四九年一月には政府は「行政機構刷新審議会」を設置したが、同審議会は諮問に対して九回にわたる検討の末二月一〇日次の如き答申を行った。

行政機構刷新の基本方針

今日わが国が経済九原則を強力に遂行し、国家財政の収支の均衡を回復し、国民に対する財政的重圧を軽減して、健全財政を確立するためには、その重要な一環として、行政機構および事務の徹底的簡素化とこれに伴う人員の整理を果敢に断行することが必要である。すなわち経済九原則を有効に遂行するためには今日わが国力に相応する適正規模の行政機構によって、経済復興のために必要な事務を重点的にかつ強力に遂行する態勢を整備しなければならぬ。……いまや日本再建の見地からこれを全体として一貫した行政機構に再編成する必要がある。かような要請に応じて行政機構の徹底的刷新を行うためには各省庁の設置法および定員法の制定を準備すべき今日の時期は正に絶好の機会である。内閣はこの好機をとらえて、以下列挙する各項目を断行すべきである。

第一、各省庁機構の簡素化

行政官庁の機構ならびに人員は年とともに膨大化の一途を辿ってきたのである。試に一般会計および特別会計所属のいわゆる本官者についてその増加率をみれば昭和七年を一〇〇とし昭和一六年一八八、昭和二〇年二三三、昭和二四年一月現在四六九となっている。部局の数に於ても終戦時に比して約倍加しているのであるが、かくの如き機構ならびに人員の増加は経済統制の強化、多数邦人の引揚、連合軍関係業務など事務の増大に基くところも少なくないが、わが国の過去の実績および主要各国の例に対比してみても必要以上に膨大化していることは否定しがたい。ことに敗戦の結果、国土はほぼその半ばに縮減せられ国富も多大の喪失をみたわが国として、かくのごとき膨大な行政機構を擁することは国力よりみても不可能事に属する。この見地よりすれば今日の行政機構はこれを半減するもまた可なりとの論もありえようが、ただ単純な理論をもってこれを律することは決して機宜に適したものではないから、まづ各省庁を通じてその規模を三割程度縮減し、人員もこれに応じて三割以上の整理をすることが適当である。

もっともその規模および人員の整理は各省庁の事務の実体を勘案して決定すべきであるが、その場合左の諸点を特に考慮することが肝要である。

一、各省庁の所掌事務の内容を検討し、今日において廃止または整理しうる事務、とくにその必要性の減少した統制関係事務ならびに補助監督的行政事務をできる限り縮減し、かつ事務処理の簡捷化をはかり、その結果として、部局の整理廃合および人員の整理を行うこと。

二、内閣総理大臣に直結する簡素強力な総合的企画機関を設けると共に、実施部面はあげてこれを各省庁の権限に属せしめ、二重行政の弊を排除すること、すなわち経済安定本部、その他現存の企画的な機関はこの見地に即して根本的な改革を断行すること。なお調査統計的事務はできる限りこれを統合し、その利用の効率化を図ること。

三、各省庁の外局は事務の性質、分量を精査して権限の行使および職員人事の独立性を賦与することを適当とするものに限って存置し、その他は本省庁の内部々局に統合する事。

四、行政委員会制度はこれを全面的に再検討し、その事務がとくに公正独立な判断を必要とするものに限ることとし、かつその規模は徹底的に縮少すること、すなわち一般的行政事務で機動的運営と責任の所在の明確化を必要とするものについては委員会制度はこれを廃止し、通常の行政機構として本省庁に統合処理せしめること。

五、公団の制度はこれを全面的に再検討し、今日においてとくに存続せしむべき必要のあるものを除く外、これを廃止し、または出来るだけこれを統合すること。

六、以上の外各省庁に設けられる審議会、調査会等の機関は必要欠くべからざるものを除きこれを廃止すること、研究、試験機関は必要なものは重点的に強化し、または各地域、各部局に散布するものはできる丈統合すること、この見地から有名無実の研究、試験機関は整理すること。

第二、国と地方公共団体の権限分配の整理およびこれに伴う地方出先機関の整理(略)

第三、行政運営の能率化(略)

第四、失業対策

以上各項の措置により相当多数の人員整理を行うことを避けがたいが、これに対する失業対策については内閣は最善の努力を払うべきである。今日の事態に於てその完全なる実施はきわめて困難であるが左の諸点につき万全の措置をとるべきである。

一、退職者に対する退職金の給与は民間に於ける場合と均衡を保つよう適切に措置すること、なお、自発的退職者に対しては優遇の途を講ずること。

二、退職者に対し、建設的労働への意欲を振起せしめると共に、公共的建設事業などにこれを吸収するよう適切に措置すること。

三、退職者の自発的更生に資するたあ、特別の金融の方法を講ずること。

四、失業保険制度の改善および生活保護法による扶助金の引上げなどの措置により、退職者の最低限度の生活を保障する方法を講ずること。

五、退職者に対し職業補導、授産などの施設についての安定をうけるよう措置すること。

六、退職者については、半年乃至一年にわたり、厚生施設の利用に関し在職当時と同様の取扱をなすこと。

第五、実施について留意すべを事項

以上各項による行政機構の徹底的簡素化とこれにともなう人員の整理は、一般世論の支持するところであり、内閣においては強き決意をもってこれを断行すべきであるが、その実施にあたってはとくに左の諸点に留意し、その円滑な実施を期待することが必要である。

一、内閣は各省各庁を強力に統制しその方針の徹底に協力せしめること。

二、国会、裁判所、会計検査院、人事院など独立的機関に対しても現下の状勢にかんがみ各省庁の刷新の方針にならって、その機構人員の整理について協力を求めること。

三、人員の整理にあたっては、国家公務員法に基き人事院が樹立すべき民主的で能率的な人事行政体系との関連を考え、整理対象の決定の基準などにつき内閣は人事院と密接な連絡を図ること、なお、この問題の円滑な解決をはかるには、とくに連合国最高司令部の理解と協力をうることを絶対の要件とする、この点については、とくに内閣総理大臣の最善の努力を期待する。

右の答申は行政機構改革の方針を述べるとともに、人員整理については三〇%以上の整理率をもって行うべきことを答申しているが、政府は右答申に基き、二月二六日次の如く「行政機構刷新および人員整理に関する件」を閣議決定した。

一、機構刷新

1 各省部局を三割程度縮減、各省設置法案および設置法改正案を各省から三月一五日の閣議に提出する。

2 六月一日実施を目的とする現業官庁の機構改革もその時行う。

3 都道府県その他地方出先機関は原則的に廃止し事務は地方自治体に移転する。

二、人員整理

1 非現業は定員の三割減を目途として整理する。

2 国有鉄道専売公社など現業は定員の二割減とする。

3 ただし検察官、警察官、刑務職員、学校教員はこの原則を適用しない。

4 公団及び国庫で人件費を支弁している政府代行機関は二割減。

5 各省で定員法に規定する定員を三月一五日の閣議に提出、定員法は六月一日実施を目標にする。

6 六月一日以後相当期間を設け定員外とすることができる。

7 退職条件失業対策は別途これを定む。

四九年三月一六日成立した第三次吉田内閣は右の方針によって、各省等の設置法案の立案にあたるとともに人員整理の具体案を作成するため、本多国務大臣を部長とし、関係各局長等で構成される「行政整理実施本部」を設け、行政機関職員定員法案の立案を開始した。整理率については閣議において一般会計三〇%、特別会計二〇%と決められたが、実施本部は例外として次の整理率を定めた。

税務署	20%
国立学校	減員せず、但事務職員は欠員2分の1
大学附属病院	同右
国立療養所	同右
国立病院	同右
森林主事	10%

作物報告事務所	20%
食糧事務所	20%
通信事業特別会計	11%
労働基準監督官	18%
公共職業安定所	20%
地方建設局現場	20%
試験研究機関	技術職員欠員事務職員20%
統計職員	20%

日本労働年鑑 第23集／1951年版
発行 1951年1月1日
編著 法政大学大原社会問題研究所
発行所 時事通信社
2000年2月15日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1951年版(第23集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
